山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

山鹿市長　早　田　順　一

山鹿市規則第３７号

山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則（平成２７年山鹿市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

別表備考第２項中「附則第５条の４第６項、附則第５条の４の２第５項」を「附則第５条の４第５項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則の規定は、令和８年４月１日から適用する。